

トライアル就農実施要領

第1 目的

この要領は、未経験者でも農業にチャレンジできるよう、雇用のお試し期間を設けることで就農へのハードルを下げることを目的に、県及び一般社団法人高知県農業会議（以下「農業会議」という。）が実施するトライアル就農事業に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

1 トライアル就農

雇用就農を希望する者が、正規雇用される前に、農業の適性や職場の雰囲気、相性を見極めるため、1か月以上3か月以内の期間を定めた雇用契約により、試行的に農業に就業することをいう。

2 トライアル就農者

トライアル就農する者をいう。

3 受入農業法人

トライアル就農者を受入れる農業法人をいう。

4 正規雇用

この要領においては、正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する労働者であって、1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。

第3 トライアル就農の内容

1 実施期間

トライアル就農の実施期間は、事業実施年度の3月末までに完了することとする。

2 トライアル就農期間

トライアル就農者1人につき原則1か月とし、3か月以内とする。トライアル就農者は、その期間において最大3法人で、トライアル就農を実施できるものとする。

3 受入人数の制限

1農業法人あたり1人の求人に対する受入人数の上限は、原則3人までとする。

4 トライアル就農者の要件

- (1) 高知県内で雇用就農する意欲があること。
- (2) 農業会議に就農相談又はトライアル就農の申込みをしていること。
- (3) 原則として、これまで高知県内で独立・自営就農、親元就農又は雇用就農をしていないこと。
- (4) 受入農業法人の代表者の親族（3親等以内）でないこと。

5 受入農業法人の登録要件

- (1) 「トライアル就農受入農業法人登録要領」（以下「登録要領」という。）に基づき、農業会議で登録すること。
- (2) 登録要領に定める事項に基づき実施すること。
- (3) 過去にトライアル就農者との間に、雇用関係がないこと。

第4 トライアル就農実施の手続

1 受入農業法人の登録

- (1) 受入を希望する農業法人は、登録要領により農業会議に登録の申請を行う。
- (2) 農業会議は、登録要領に定める登録要件を満たしていると判断した場合は、受入農業法人としての登録を行う。登録を行った場合は、速やかに県に報告するものとする。
- 2 トライアル就農を希望する者（以下「トライアル就農希望者」という。）の手續
- (1) トライアル就農希望者は、農業会議において、事業概要の説明を受けたうえで、トライアル就農申込書（別紙様式第1号）により申し込むものとする。
- (2) 農業会議は、申込みがあったことを速やかに県に報告するものとする。
- 3 受入農業法人の決定
- (1) 農業会議は、トライアル就農希望者の申込に基づき、受入農業法人を紹介する。
- (2) 農業会議は、トライアル就農希望者及び受入農業法人の3者で面談を実施し、双方の合意のうえで受入農業法人を決定する。
- (3) 受入農業法人は、(2)の合意に基づき、トライアル就農希望者と有期雇用契約を締結する。
- 4 トライアル就農の実施
- (1) 農業会議等は、トライアル就農の実施期間中において、実施状況を1回以上確認する。
- (2) 受入農業法人及びトライアル就農者は、トライアル就農を適切に実施するため、農業会議から指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- 5 トライアル就農終了後
- (1) トライアル就農終了後、トライアル就農者は、トライアル就農アンケート（別紙様式第2号）を、受入農業法人は、トライアル就農受入アンケート（別紙様式第3号）を速やかに農業会議に提出する。
- (2) 農業会議は、前項の各アンケートに基づき、正規雇用に向けた意向を確認する。
- (3) トライアル就農者が別の受入農業法人でのトライアル就農を希望した場合は、3による手続きを行うとともに、速やかに県に報告する。
- 6 トライアル就農の中止又は実施期間の延長
- 農業会議は、次に掲げる事項に該当する場合若しくは受入農業法人からトライアル就農の中止又は実施期間の延長が必要であると報告を受けた場合は、その状況を把握するとともに、県と協議のうえ、必要に応じて指導、助言及び調整を行うものとする。
- (1) トライアル就農カリキュラムに即した研修が行われていないと認められる場合
- (2) トライアル就農者にトライアル就農の継続の意思がないと認められる場合
- (3) トライアル就農者の傷病その他の事由により、トライアル就農の中止又は実施期間の延長が必要と認められる場合
- (4) その他、トライアル就農の中止又は実施期間の延長等がやむを得ないと認められる場合

第5 トライアル就農推進事業による補助

トライアル就農推進事業の実施にあたっては、トライアル就農の受入開始日までに「高知県農業キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱」の別記2に定める手続きを行うこと。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。